

3

II. 次の文を読んで以下の質問に答えなさい。1から5は日本語で、6と7は英語で答えなさい。(24)

日本の中の難民

2001 年の日本の難民申請で許可されたのは 26 人。20920 人の難民を受け入れた英國に比べると極めて少ない。「日本は難民の出る国から遠いから、申請をする人が少ないため」というのが、法務省の説明だ。しかし、一方では、「日本がなかなか許可しないから、難民申請する人の数が増えないだけだ」という声もある。その実際の例として、Kさん一家のケースが問題になっている。

Kさんは、1988 年にミャンマーから来て、コンピューター学校で学んだあと、日本で就職した。その後、フィリピン女性と知り合って、結婚、子供が二人できた。Kさんは、現在のミャンマー政府に反対するグループのメンバーなので、帰国すれば、迫害されるかもしれない。そのため、1994 年に日本政府に難民申請をした。しかし、認められなかった。去年もう一度申請したが、だめだった。逆に、10月末、長い間ビザが切れたままだった Kさんは、東京入国管理局に収容された。ビザのない奥さんと子供二人にも日本を出て行くようにという命令が法務省から来ている。

現在、子供達は、9 歳と 6 歳で、元気に小学校と幼稚園に行っている。Kさんもまじめに働き、ずっと税金も払ってきた。11 年間 Kさんを雇っている会社の社長が「今、彼は会社のリーダーだ。彼がいないと困る」と言っているほど信用されている。もし、帰国させられることになったら、Kさんはミャンマーへ、奥さんと二人の子供はフィリピンへとなる。日本で生まれて育った子供達は日本語しか話せない。一家の難民申請許可を求めて、仕事の同僚や、子供の学校の関係者が署名を集め、427 万人もの署名が法務省に出された。法務省は 12 月 19 日に Kさんを収容先から出して、家族のところに帰すことは帰したから、お正月はいつしょに過ごせた。しかし、ビザがないのだから日本を出て行くようにという命令はそのままだし、働く許可がないから働くことも禁止されている。新聞によると、首相も、Kさん一家について、法務省の命令はしかたがないと言ったという。

日本では、難民申請をしても、許可されるのは非常に難しいと言われている。まず、難民申請は来日して 60 日以内に行わなければならないし、迫害の具体的な証拠をきびしく求められる。Kさんもこの二つが問題だった。1981 年に日本が難民の条約に入つてから、日本政府が許可したのは 305 人で、1932 人が不許可だった。英國の新聞も、Kさんの例は、日本の難民に対する狭い考え方のせいだと批判している。一家をサポートするホームページには、「家族を別れ別れにさせ、日本で生まれ育った子供に日本を出て行けというのは納得できない」「将来の日本は Kさんのようなまじめに働く外国人に頼らなければならぬことを忘れるべきではない」というメッセージが届いている。

【言葉】 難民 refugee

ミャンマー Myanmar
命令 decree

申請 = 申し込み

迫害 persecution
署名 signature

法務省 the ministry of justice

収容する to keep under restraint
首相 prime minister
証拠 evidence